



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（北部家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（中央家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（宮古家畜保健衛生所）…………… 1
- 家畜に対する消毒方法等の実施命令（八重山家畜保健衛生所）…………… 2

告 示

沖縄県告示第411号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和6年11月13日

沖縄県北部家畜保健衛生所長 運 天 和 彦

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 北部家畜保健衛生所の所管区域の家さん飼養農場
- 3 実施の期日 令和6年11月16日から令和7年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 北部家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第412号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和6年11月13日

沖縄県中央家畜保健衛生所長 稲 嶺 修

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 中央家畜保健衛生所の所管区域の家さん飼養農場
- 3 実施の期日 令和6年11月16日から令和7年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 中央家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第413号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和6年11月13日

沖縄県宮古家畜保健衛生所長 下 地 秀 作

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防

- 2 実施する区域 宮古家畜保健衛生所の所管区域の家きん飼養農場
- 3 実施の期日 令和6年11月16日から令和7年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 宮古家畜保健衛生所長が定める方法

沖縄県告示第414号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、家畜の伝染病の発生を予防するため、次のとおり家畜の所有者に対し予防措置の実施を命ずる。

令和6年11月13日

沖縄県八重山家畜保健衛生所長 仲 村 圭 子

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの予防
- 2 実施する区域 八重山家畜保健衛生所の所管区域の家きん飼養農場
- 3 実施の期日 令和6年11月16日から令和7年3月31日まで
- 4 実施すべき措置 消毒方法
- 5 実施方法 八重山家畜保健衛生所長が定める方法

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--